

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

～～ 犬山市水道課より大切なお知らせ ～～

**令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました。**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、有効期間後も引き続き指定給水装置工事事業者として活動するには、有効期間内の更新手続きが必要となりました。

- 旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	犬山市の指定番号	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1～28	令和2年9月29日(済)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	29～55	令和3年9月29日(済)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	56～80	令和4年9月29日(済)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	81～107	令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	108～133	令和6年9月29日

- 新制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者のみなさまの初回の更新までの有効期間は、指定日から5年間です。

指定を受けた日	犬山市の指定番号	初回更新までの有効期間
令和元年10月1日～	134～	指定日から5年間

- 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵便にて通知をします。郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件や提出書類は、新規指定と同様です。

- 指定更新申請時に次の4項目の確認を行います。

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況